

(2) 連結実質赤字比率	－（赤字なし）
--------------	---------

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じていないため、連結実質赤字比率は該当ありません。

（算式）

$$\frac{\text{一般会計の実質赤字額} + \text{公営企業会計の赤字（資金不足額）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

（単位：千円）

区 分		収 支		
①	一般会計	450,637	}	歳入歳出差引額（繰越財源を除く） ＝実質収支額
② 公 営 企 業 会 計	国民健康保険特別会計	26,031		
	介護保険特別会計	59,184		
	後期高齢者医療特別会計	2,873	}	資金剰余（不足）額＝実質収支額
	簡易水道事業会計	19,865		
	下水道事業会計	8,939		
	計	116,892		
合計（①＋②）		567,529		
標準財政規模		3,209,917		

黒字
▲17.68%

>

赤字
20.00%

【参考値】 早期健全化基準